



先日、ある企業から当大学のグッズを販売したいという申し出があり、当大学としましても知名度向上のための宣伝にもなることから、その申し出を受け入れる方向で検討しています。上記グッズには当大学の学章に係る商標を使用することを希望しているようですが、商標法上、何か注意すべき点がありますか。

(大阪府 S. H)



1. はじめに

近年、各校の特色を生かした独自の商品ブランドの開発に取り組む大学が数多く出てきているところ、このような取り組みは、大学単独で行うだけではなく企業と提携して商品を開発し、販売する場面も少なからず見受けられます。ご質問のケースでは、貴大学の学章に係る商標を提携企業に使用させることとなりますが、この場合、商標法上、どのような点に注意すべきか考えてみましょう。

2. 注意すべき点について

A. 大学を表示する商標の使用許諾の可否について

商標法上、国もしくは地方公共団体または大学といった公益団体等を表示する標章であって著名なもの（以下、公益著名商標）と同一または類似の商標については、当該公益団体等自身が出願する場合に限り商標登録ができるとされていますが（4条1項6号および2項）、その一方で上記商標権に対する使用権の設定、許諾については従来認められていませんでした。

しかし、近年、地域のブランディングや自身の広報活動の一環として、公

益団体等が関連グッズを販売したり、研究機関が開発に携わった商品を企業が販売するケースが増えており、また、大学においても自主財源の確保、ブランド・知名度の向上等といった目的を果たすために、公益著名商標に係る商標権の通常使用権を事業者に許諾し、ブランド展開を積極的に行いたいというニーズが高まっています。こうした事情を考慮して、令和元年5月27日施行の改正商標法において公益著名商標に係る商標権についても通常使用権の許諾が可能となりました。

このように現行法では貴大学が企業に通常使用権を許諾すること自体に問題はないといえます。ただし、専用使用権については以前と同様に設定が認められていませんのでご注意ください（30条1項ただし書き）。

B. 登録商標の商標権の範囲

通常使用権を許諾する場合は、その使用を認める範囲について商標権を有していることが前提となります。

そのため、本件については提携企業が販売を希望するグッズの商品に関して貴大学がその学章に係る商標権を有しているか十分に確認すべきであり、

適切な権利を有していない場合には早期に権利化すべき点にご注意ください。

なお、参考までに大学のグッズとしてよく採用されている商品の一例を挙げますと、以下のとおりです。

- 14類 時計、アクセサリ等
- 16類 文房具等
- 21類 マグカップ等
- 24類 ハンカチ、タオル等
- 25類 Tシャツ、ネクタイ等
- 30類 菓子等

C. 商標権者の責任について

通常使用権の許諾後において、使用権者が品質の誤認を生じさせるような使用をした場合には、不正使用取消審判（53条1項）によって商標登録を取り消されてしまう可能性が出てきますので、使用権者の管理義務を怠らないようにする点には注意が必要です。

3. おわりに

公益著名商標に係る通常使用権の許諾が認められたことで、公益団体等による登録商標の活用の幅が広がることを期待されます。貴大学においても注意点を考慮のうえ、ブランドと知名度の向上を目指していただければと存じます。